

# 山梨県公報

第十号

令和元年

六月十日

月 曜 日

## 目 次

- 特定非営利活動法人の設立の認証申請……………七三
- 特定非営利活動法人の定款変更の認証申請……………七三
- 自動車税の収納事務の委託……………七三
- 換地処分の実施……………七四
- 開発行為に関する工事の完了について(二件)……………七四

## 公 告

### ● 特定非営利活動法人の設立の認証申請

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第十条第一項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証申請があった。その関係書類は、山梨県民情報センターに備え置いて縦覧に供する。

令和元年六月十日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 一 申請のあった年月日 令和元年六月三日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びにその定款に記載された目的
  - 1 名称 特定非営利活動法人山梨県精神障害者家族会連合会
  - 2 代表者の氏名 佐久間史郎
  - 3 主たる事務所の所在地 山梨県甲府市北新一丁目二番十二号山梨県福祉プラザ内
  - 4 定款に記載された目的 この法人は、精神保健福祉思想の普及啓発、社会復帰の促進、医療・福祉制度の充実に努めるとともに、精神障害者とその家族の支援を図ることを目的とする。
- 三 縦覧期間 令和元年六月四日から同年七月四日まで

### ● 特定非営利活動法人の定款変更の認証申請

山梨県公報 第十号 令和元年六月十日

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二十五条第三項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款変更の認証申請があった。その関係書類は、山梨県民情報センターに備え置いて縦覧に供する。

令和元年六月十日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 一 申請のあった年月日 令和元年五月三十一日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びにその定款に記載された目的
  - 1 名称 特定非営利活動法人高齢社会を克服する会
  - 2 代表者の氏名 天野文路
  - 3 主たる事務所の所在地 山梨県甲府市丸の内二丁目十一番一号
  - 4 定款に記載された目的 この法人は、相互扶助の精神に基づき地域住民に対して、福祉活動に関する事業を行い、高齢者、障害者、及び児童、幼児の福祉の増進に寄与することを目的とする。
- 三 縦覧期間 令和元年六月四日から同年七月四日まで

### ● 自動車税の収納事務の委託

地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第五百五十八条の二第一項の規定により、次の表の上欄に掲げる者に同表の中欄に掲げる事務を同表の下欄に掲げる期間委託した。

令和元年六月十日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

委託した相手方の住所及び名称	委託した事務の内容	委託した期間
山梨県甲府市丸の内一丁目二十番八号 株式会社山梨中央銀行	収納した自動車税を山梨県の歳入とするための収納情報の作成等	平成三十一年四月二十二日から令和元年九月三十日まで
東京都中央区日本橋本石町四丁目六番七号 地銀ネットワークサービス株式会社	収納した自動車税及びその自動車税に関する収納情報の取りまとめ等	同

東京都中央区日本橋一丁目一番一号 国分グローブサービス株式会社	直営店舗及び加盟店舗における自動車税の収納等	同
東京都港区港南一丁目八番二十七号 株式会社しんきん情報サービス	同	同
北海道札幌市中央区南九条西五丁目四百二十一番地 株式会社セイコーマート	同	同
東京都千代田区二番町八番地八 株式会社セブシーイレブン・ジャパン	同	同
東京都港区芝浦三丁目一番地二一 株式会社ファミリーマー	同	同
広島県広島市安佐北区安佐町大字久地六百六十五番地の一 株式会社ポブラ	同	同
千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目五番地一 ミニストップ株式会社	同	同
東京都千代田区岩本町三丁目十番一号 山崎製パン株式会社	同	同
東京都品川区大崎一丁目十一番二号 株式会社ローソン	同	同

● 換地処分の実施

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十九条の二第九項の規定により、県営耕作放棄地解消・発生防止基盤整備事業（白州地区大除竹宇第一工区）の換地処分を令和元年五月十七日実施した。

令和元年六月十日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

● 開発行為に関する工事の完了について

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。

令和元年六月十日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 一 開発区域（工区）に含まれる地域の名称 韮崎市上ノ山字高埜三千九百八の一、三千九百八の二、三千九百九、三千九百十の一、三千九百十一及び三千九百二十の区域
- 二 開発許可を受けた者の住所及び氏名 韮崎市穂坂町三ツ澤七百七十五番地三 株式会社信和 代表取締役 濱上森孝

● 開発行為に関する工事の完了について

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。

令和元年六月十日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 一 開発区域（工区）に含まれる地域の名称 南都留郡山中湖村山中字見通道下千四十二番一、千四十二番二、千四十八番一、千四十八番二、千四十八番五、千五十番一及び千五十番五の区域
- 二 開発許可を受けた者の住所及び氏名 東京都品川区大崎一丁目十一番二号 株式会社大崎 代表取締役 武田一衛